

令和4年第2回国分寺市農業委員会総会議事録

令和4年2月18日(金)午前9時30分

第2回国分寺市農業委員会総会を国分寺市役所プレハブ会議室第1に召集する。

出席委員 (14名)	1番 笛田 弥生	2番 永澤 悟	3番 濱野 周泰	4番 尾又 守 ^欠
欠席委員 (1名)	5番 清水 幸雄	6番 齋藤 利一	7番 本多 佳郎	8番 鈴木 正治
	9番 鈴木 吉弘	10番 篠宮 重彰	11番 内藤 孝雄	12番 栗原 啓輔
	13番 本橋 裕司	14番 田中 豊	15番 鈴木 弘子	
事務局 出席職員	事務局長 清水 昭策	事務局係長 榎本 紘幸	係 有田 元之	

< 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画について

日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 農地の公共用地としての使用貸借契約について

報告第4号 農地の使用貸借契約期間満了について

報告第5号 今後の日程について

日程第6 その他

議長（田中 豊）は令和4年第2回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

12番 栗原委員 13番 本橋委員

○ 日程第2 前回会議録の承認

濱野委員

日程第7その他「害獣について」の中の、私の発言で「市は獣医師会に登録しているのか」という箇所がある。これは、「市に獣医師会として登録はあるのか」という趣旨であるため、変更していただ

きたい。また、その後の私の発言の中で「獣医師会」という発言が複数出てくるが、前段を「獣医師」、後段を「獣医師の方々」と変更していただきたい。

議長 濱野委員の指摘のとおり修正した上で、事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

以下の会議等に各委員が出席した。

2/17 農業委員会主催 表彰状の授与（田中会長・齋藤職務代理）

○ 日程第4 議案審議

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画について

議長は、議案第1号を議題とすることを告げ、事務局説明後、鈴木正治委員に現地調査報告を求めた。

事務局 本議案は、並木公民館主催の「農業体験講座」の実習圃場として使用するにあたり、当該農地が生産緑地地区に指定されているため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、都市農地貸借を行うための事業計画である。

これまで、国分寺市（並木公民館）と所有者との間で使用貸借契約に基づき、当該講座を別の宅地化農地で実施してきたが、今回の契約更新にあたり、所有者から現在「ふれあい体験農園」として使用している農地に場所を変更したいという申し出があった。

そのため、都市農地貸借の「事業計画の認定申請書」が市に提出された。これを受け、市から農業委員会に事業計画決定に係る審査依頼があり、農業委員会で審議をするものである。

今回の計画は、令和4年4月1日から3年間の使用貸借契約で、借主は当該農地で並木公民館農業体験講座を年間100日程度実施し、市民に農業体験の機会を提供する。また、所有者は借主の1割以上となる年間10日以上当該体験講座の講師として従事する事業計画となっている。

鈴木正治委員 2月3日に、田中会長、篠宮委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、4月1日からの使用貸借開始に向けた準備が進められており、借主からは、並木公民館農業体験講座に関する事業計画について、聞き取りを行った。また、農地所有者については、借主の当該農業体験講座開催日数の1割である年間10日以上、講師として教務する事業計画であることを確認している。従って、事業計画を認定するにあたり支障はないと判断できると考える。

鈴木吉弘委員 農業体験講座の参加料はいくらなのか。また、講座を一度修了した方で、再度申し込まれる方はどれくらいいるのか。

事務局 そこまで把握できていないため、次回の総会で報告したいと考える。

鈴木吉弘委員 現在、市民農園を農家が自ら開設できるようになり、また私自身も農業体験農園を開設し、市民に農業体験の機会を提供しており、市の事業と重なる点がある。市が開設している市民農園と農家が開

設する市民農園では、金額に大きな開きがあるように、参加料を適正に設定していただかないと、農業者も立ち行かなくなる。農を知り、触れ合う機会創出は必要である一方、税金を使っていることから、市には適正な価格設定をお願いしたい。また、利用者についても、もし何度も体験講座を利用でき、同じ方々の受講が常態化しているとしたら、それは市の事業として好ましいとは言えないと考える。

議 長 本議案について審議の結果、金額・利用者については、事務局で確認の上で、次回総会で報告することとし、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番について全員一致で承認とする。

○ 日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に係る専決処理について報告第1号について、事務局より資料を基に3件報告した。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について報告第2号について、事務局より資料を基に4件報告した。

報告第3号 農地の公共用地としての使用貸借契約について報告第3号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第4号 農地の使用貸借契約期間満了について

報告第4号について、議案第1号で説明したとおり、並木公民館主催農業体験講座は、令和4年4月1日から、並木町三丁目2番1の農地で実施予定のため、現在使用している当該農業体験講座の実習圃場は、令和4年3月31日までとなっている使用貸借契約の期間満了をもって返還することを、事務局より資料を基に報告した。

報告第5号 今後の日程について

報告第5号について、事務局より資料を基に報告した。
4月2日国分寺市市民農業大学開講式は、新型コロナウイルス感染症対策として、3月16日実施の同大学全体会議で決定される学部長のみが出席する旨を確認した。

○ 日程第6 その他

- ・農業委員会だより第44号について
- ・獣害対策について

事務局 獣害対策について、前回総会后に、市での新たな取組みがあることが判明したため、情報提供させていただく。

東京都が実施する「アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に、令和4年度から国分寺市（環境対策課）が参画するとのことであった。本計画は、特定外来生物に指定されているアライグマと、総合対策外来種に指定されているハクビシンの2獣種について、東京都

全域で防除していく計画である。近隣市の参画状況は、従前より府中市や国立市が参画しており、令和3年度に小金井市が参画した。

令和元年8月20日付けで、農業委員会から市長に提出した意見書の内容に基づいて、令和4年度より、市として予算措置を講じ、獣害対策に取り組むことに繋がったと考える。ただし、この獣害対策の対象は、住宅街にお住まいの市民が対象となる事業と聞いている。そのため、農業者は、前回総会でお伝えしたように、JA東京むさし国分寺支店指導経済課に連絡をお願いしたい。

議長 市長への意見書の提出から時間を経て、進展があったことは喜ばしいことである。農業者と市民とで棲み分けを行い、各々で害獣への対処をしていくということである。

東京都事業に参画するという事で、都からの補助金はあるのか。

事務局 具体的な数字は把握していないが、補助金はあると考える。

齋藤職務代理 前回総会で、捕獲や処分方法について私から話をしたが、先ほど事務局が説明したように、我々農業者は、JA東京むさし国分寺支店指導経済課の職員と十分に捕獲方法等を相談していただき、誤解のないように、捕獲・処分等を進めてほしいと思う。

笛田委員 確認であるが、農業者ではない市民の住宅の屋根裏等に住み着いた際などに、市へ連絡するという認識でいいか。

事務局 そのとおりである。補足になるが、本計画では、アライグマ・ハクビシンのみが対象となるため、仮に、市民宅でタヌキが罠にかかっていた場合には、処分ができず、箱わなから逃がすことになる。

鈴木吉弘委員 農業者と市民についての棲み分けについて、我々農業者は、市民であり農業者であるが、捕まえる場所によって連絡先が変わるものなのか。

事務局 市担当課からは、農業者はJAに連絡していただきたいと回答を受けている。

鈴木吉弘委員 前回総会の話では、害獣を捕まえた後の処分については、JAでは難しいという話があった。しかし、本計画に沿った市の対策では、処分まで可能であるということではないか。

事務局 アライグマ・ハクビシンに関しては、そのとおりである。

鈴木吉弘委員 その場合、農業者が除外されているという印象を受けてしまう。実際に被害を受けている農業者がいる中で、市民は対応可能だが、農業者は対応不可とするのではなく、しっかりと農業委員会として要望していく必要があると考える。

議長 先日、JA東京むさし国分寺支店指導経済課の担当者と話をした。JA東京むさし管内の三鷹市において、処分に係る事業者への委託を行っていたが、この委託事業者が、何らかの事由により、市の指定業者から外れたため、処分を行うことができなくなってしまったとのことである。

一方、小金井市では、寺で処分ができる場所があるなど、同じJA東京むさし管内でも、対応に統一が図れていないと聞いている。当市としても、早く処分事業者を見つけてもらうよう、お願いした

ところである。

事務局

前回総会でもお伝えした内容であるが、処分に関して、JA東京むさし国分寺支店は、農業者の農地で、農作物に被害があるとの連絡を受け、箱わなの貸し出しを行い、捕獲をした際の処分について、三鷹市と足並みを揃えて処分事業者を今年度中に選定する予定であった。しかし、処分事業者の選定が頓挫してしまっている。事業者が決まるまでの間、処分については、従前通り、指導経済課の職員で、できる限り対処していくとのことを、指導経済課より回答を受けている。

議長

本計画を場所で棲み分けることについて、事務局から市担当課に詳細を聞いていただきたい。

内藤委員

獣害についての実態調査等で、住宅街に被害が多かったため、予算化したのではないか。

議長

一般市民からの連絡は10件前後であり、そのことを受け、令和4年度から、まずは10件分の予算化をすると聞いている。

本橋委員

私の畑と隣接しているのは全て住宅となっており、その住宅街に害獣が住んでいる様子があり、私の畑で農作物を食べに来ている。住宅街で捕まえてくれたら、農作物への被害も減ることが期待できる。従って、広く市民に認識してもらえよう、市報等でPRしていくことが重要であるため、市担当課への働きかけをお願いしたい。

笛田委員

市の事業は、箱わなを借りて、捕獲してから相談をするのか。それとも、敷地内に害獣が出入りしている段階から相談するのか。

事務局

農業者ではない市民の場合、家の屋根裏にいる、糞尿で困っている等の問合せがあることが想定される。その段階で、市担当課へ連絡していただければ、委託事業者へ依頼し、現地調査を行い、箱わなの設置から処分まで業者が行うことになっている。

また、市報についても効果的であると考え、市担当課へ働きかけたい。

本橋委員

市民の費用負担はあるのか。もし負担があるとすれば市民からの問合せ件数は伸び悩む可能性がある。前回総会で話したとおり、以前、私が相談するために様々な行政機関に問合せた際に、対応してくれる場所が一か所あった。しかし、自身の負担額が5万円かかるという内容であった。市民の負担額が限りなく少ない形の予算措置で考えていただきたい。

また、市報に掲載した場合、市民からの問合せが増えることが予想されるため、10件分という現在の予算で十分補えるかは疑問である。

議長

予算については、10件分ということであるが、具体的な金額は把握しているのか。

事務局

金額までは把握できていないため、次回総会までに確認する。

齋藤職務代理

市報に掲載すると、自宅の敷地内だけにとどまらず、隣の空家に住み着いているなど、問合せ件数が増えると予想される。予算措置をする場合、その辺りまで考慮していただきたい。

鈴木吉弘委員 10件以上になり、予算を超えて依頼があった場合の対応についても、併せて聞いていただきたい。

議 長 獣害対策については、次回の総会でも引き続き、確認結果の情報提供をいただきたい。

事務局 最後に、本計画の実施期間を補足させていただく。令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間の計画となるため、少なくとも4年間は市として予算措置を講じる見込みとなる。この複数年、事業を推進していく中で、疑義が生じた際に、農業委員会として意見を提言していきたいと考えている。今回の御意見等については担当課に確認した上で、次回総会でお伝えする。

議 長 令和4年第3回農業委員会総会は、3月18日(金)午前9時30分より、国分寺市役所書庫棟会議室にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月18日
国分寺市農業委員会
会 長 田中 豊

署名委員

署名委員